三　本来の意図された使用又は適用ができないようにするための措置を講ずること。
四　個別業務の実施後に不適合を発見した場合においては、その不適合による影響又は起こり得る影響に対して適切な措置を講ずること。
4　再処理事業者は、不適合の内容の記録及び当該不適合に対して講じた措置（特別採用を含む。）の記録を作成し、これを管理しなければならない。
5　再処理事業者は、不適合に対する修正を行った場合においては、修正後の個別業務等要求事項への適合性を実証するための再検証を行わなければならない。
（データの分析）
第五十二条　再処理事業者は、品質管理監督システムが適切かつ実効性のあるものであることを実証するため、及びその品質管理監督システムの実効性の改善の余地を評価するために、適切なデータ（監視測定の結果から得られたデータ及びそれ以外の関連情報源からのデータを含む。）を明確にし、収集し、及び分析しなければならない。
2　再処理事業者は、前項のデータの分析により、次に掲げる事項に係る情報を得なければならない。
一　第四十七条第二項の規定による方法により収集する再処理施設の外部の者からの意見
二　個別業務等要求事項への適合性
三　プロセス、再処理施設の特性及び傾向（予防処置を行う端緒となるものを含む。）
四　調達物品等の供給者の供給能力
（改善）
第五十三条　再処理事業者は、その品質方針、品質目標、内部監査の結果、データの分析、是正処置、予防処置及び経営責任者照査の活用を通じて、品質管理監督システムの妥当性及び実効性を維持するために変更が必要な事項を全て明らかにするとともに、当該変更を実施しなければならない。
（是正処置）
第五十四条　再処理事業者は、発見された不適合による影響に照らし、適切な是正処置を講じなければならない。この場合において、原子力の安全に影響を及ぼすものについては、発生した根本的な原因を究明するために行う分析（以下「根本原因分析」という。）を、手順を確立した上で、行わなければならない。
2　再処理事業者は、次に掲げる要求事項を規定した是正処置手順書を作成しなければならない。
一　不適合の照査
二　不適合の原因の明確化
三　不適合が再発しないことを確保するための措置の必要性の評価
四　所要の是正処置（文書の更新を含む。）の明確化及び実施
五　是正処置に関し調査を行った場合においては、その結果及び当該結果に基づき講じた是正処置の結果の記録
六　講じた是正処置及びその実効性についての照査
（予防処置）
第五十五条　再処理事業者は、起こり得る問題の影響に照らし、適切な予防処置を明確にして、これを講じなければならない。この場合において、自らの再処理施設における保安活動の実施によって得られた知見のみならず他の施設から得られた知見を適切に反映しなければならない。
2　再処理事業者は、次に掲げる要求事項（根本原因分析に係る要求事項を含む。）を定めた予防処置手順書を作成しなければならない。
一　起こり得る不適合及びその原因の明確化
二　予防処置の必要性の評価
三　所要の予防処置の明確化及び実施
四　予防処置に関し調査を行った場合においては、その結果及び当該結果に基づき講じた予防処置の結果の記録
五　講じた予防処置及びその実効性についての照査

附　則

この規則は、原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日（平成二十五年十二月十八日）から施行する。

○原子力規制委員会規則第二十九号

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第四十六条の二の二の規定に基づき、再処理施設の性能に係る技術基準に関する規則を次のように定める。

平成二十五年十二月六日

原子力規制委員会委員長　田中　俊一

再処理施設の性能に係る技術基準に関する規則

目次

第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　安全機能を有する施設（第三条―第三十条）
第三章　重大事故等対処施設（第三十一条―第五十条）
附則

第一章　総則

（定義）
第一条　この規則において使用する用語は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）、使用済燃料の再処理の事業に関する規則（昭和四十六年総理府令第十号。以下「再処理規則」という。）及び再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第二十七号。以下「事業指定基準規則」という。）において使用する用語の例による。
（特殊な方法による施設）
第二条　特殊な方法による施設について再処理施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則（昭和六十二年総理府令第十二号）第二条第一項の規定に基づく原子力規制委員会の認可を受けた場合は、この規則の規定にかかわらず、当該認可に係る基準をもって法第四十六条の二の二の技術上の基準とする。

第二章　安全機能を有する施設

（核燃料物質の臨界防止）
第三条　安全機能を有する施設は、核燃料物質の取扱い上の一つの単位（以下「単一ユニット」という。）において、運転時に予想される機械若しくは器具の単一の故障若しくはその誤作動又は運転員の単一の誤操作が起きた場合に、核燃料物質が臨界に達するおそれがないよう、核燃料物質を収納する機器の形状寸法の管理、核燃料物質の濃度、質量若しくは同位体の組成の管理若しくは中性子吸収材の形状寸法、濃度若しくは材質の管理又はこれらの組合せにより臨界を防止するための措置その他の適切な措置が講じられたものでなければならない。
2　安全機能を有する施設は、単一ユニットが二つ以上存在する場合において、運転時に予想される機械若しくは器具の単一の故障若しくはその誤作動又は運転員の単一の誤操作が起きた場合に、核燃料物質が臨界に達するおそれがないよう、単一ユニット相互間の適切な配置の維持若しくは単一ユニットの相互間における中性子の遮蔽材の使用又はこれらの組合せにより臨界を防止するための措置が講じられたものでなければならない。
3　再処理施設には、臨界警報設備その他の臨界事故を防止するために必要な設備が設けられていなければならない。
（火災等による損傷の防止）
第四条　安全機能を有する施設は、火災又は爆発の影響を受けることにより再処理施設の安全性に著しい支障が生じるおそれがある場合において、消火設備及び警報設備（警報設備にあっては自動火災報知設備、漏電火災警報器その他の火災の発生を自動的に検知し、警報を発する設備に限る。以下同じ。）が設置されたものでなければならない。
2　前項の消火設備及び警報設備は、その故障、損壊又は異常な作動により安全上重要な施設の安全機能に著しい支障を及ぼすおそれがないものでなければならない。